

---

## 第4章 施策の展開

---

# 第1節 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり

## 1. 親と子の健康づくり支援

### (1) 親と子の健やかな心身の育成支援

#### ① 妊娠期における支援

母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。国では21世紀における母子保健の国民運動計画「健やか親子21」の中で、今後重点的に取り組む方向性を示しています。

現在、大淀町では妊娠初期から各妊産婦健康事業を実施し、保健指導を行っています。

また、少子化対策の一環である不妊治療給付事業については、県が事業主体として行っているため、町としての制度の周知ができていない状況にあります。不妊に悩むすべての住民が制度を利用し、不妊治療に要する費用や精神的負担の軽減をできるよう、制度の周知方法を再考するとともに、少子化への取り組みの強化に努めます。

また、健やかな妊娠期を過ごすことができるよう、出産、育児への不安の軽減を図るための健康相談、訪問指導を実施するほか、男性、女性にかかわらず妊娠・出産・育児への知識を深め、男性については積極的な育児参加を促進するため、「マタニティクラス」の内容の充実を図ります。

#### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
1	不妊治療給付事業 【福祉課】	吉野保健所と協力し、不妊に悩む人への情報提供や相談体制の整備を図るとともに、不妊治療にかかる一部負担金を助成する制度の周知方法を検討し、周知徹底に努める。		
2	妊婦一般健康診査 【保健センター】	妊娠中の母体の健康状態と胎児の育成を確認することにより、母子の保健管理の向上を図るため、対象となるすべての妊婦が受診できるよう、早期の妊娠届の提出を呼びかけ、妊婦一般健康診査受診票の利用についての説明を十分に行う。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		受診率	99%	100%

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
3	妊産婦・母性・女性の健康相談 【保健センター】	吉野保健所と連携し、安全で快適な「いいお産」の普及や生涯を通じた女性の健康づくりを支援するため、妊娠中や産後の健康管理、思春期の身体の変化、不妊、更年期障害など、女性の健康に関する相談など各種情報提供の充実に努める。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		実施回数	0回	3回
4	妊産婦や新生児の訪問指導 【保健センター】	保健師などが、ハイリスク家庭や希望者の家庭を訪問し、育児に関する正しい知識の普及と疾病・障がい早期発見、保健指導や相談を行うとともに、育児生活や成長・発達などに関する不安の軽減を図る。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		訪問回数	41回	90回
5	「マタニティクラス」 【保健センター】	年3コース（1コース2回）実施し、妊娠中の母体と胎児の健康のために望ましい食事や、妊娠、出産、育児に関する正しい知識や技術の普及に努めるとともに、母親同士の交流による仲間づくりを促し、不安の解消や育児の向上を図る。 また、男性、女性にかかわらず妊娠、出産、育児についての知識を深めるとともに、家族がお互いを理解し、思いやりを深めることで、協力して行う子育てを促進するとともに、男性の育児参加を促進するための内容の充実に努める。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		延べ参加者数	18人	30人
6	マタニティマークの普及・啓発 【保健センター】	マタニティマークの普及・啓発を進めるため、ポスターの掲示、キーホルダーの配布などの方策で、妊産婦にやさしいまちづくりをめざす。		

### マタニティマーク



- マタニティマークは、妊産婦さんが交通機関を利用するときなどに身につけ、周りの人が配慮しやすくするためのものです。
- 交通機関・事業所などがその取り組みや呼びかけを付したポスターやステッカーなどを掲示し、妊産婦さんにやさしい環境づくりを推進するためのものです。

## ② 乳幼児期における支援

乳幼児の疾病や障がいの早期発見・早期対応を図るため、各成長段階における乳児一般健康診査や各特性にあわせた有効な健康診査を行います。また、健康診査受診時に、成長・発達・栄養・子育てなどに関する相談・保健指導を行うとともに、保護者の健康状態や育児生活の状況、育児不安などを把握し、支援が必要と思われる保護者を対象に、相談・指導を行うことで、虐待の発生リスクを回避し、安心して健全な子育てができるよう支援します。

また、健康診査の未受診者を把握し、すべての乳幼児の健全な成長・発達を支援できるよう、各種保健事業の利用促進と一層の内容充実に努めます。

### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
7	乳幼児健康診査事業 【保健センター】	4ヵ月児、10ヵ月児、1歳6ヵ月、3歳児に対する健康診査を実施し、先天性のものや乳幼児期の病気の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、保護者の育児不安や虐待などのリスクを把握し、早期対応に努め、教育環境と育児生活の安定を図る。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		4ヵ月児健診受診率	97.7%	100%
		10ヵ月児健診受診率	97.9%	100%
		1歳6ヵ月児健診受診率	97.2%	100%
8	乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業 【福祉課】	民生・児童委員と相談員が生後4ヵ月までの乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけ、母性及び乳児の健康の保持及び増進を図る。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		訪問率	50%	100%
9	「ことばの健診」（1歳6ヵ月児・3歳児健康診査二次健診） 【保健センター】	1歳6ヵ月児、3歳児健康診査の結果により、言語発達や対人関係などの心の発達など継続した観察・指導が必要と判断された乳幼児を対象に、カウンセラー等が、保護者と子の個人相談を行い、精神面の発達状況を見きわめ、助言・指導をすることにより、健やかな成長・発達を促す。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		延べ人数	24人	40人

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
10	新生児訪問 【保健センター】	第1子出産者及び希望する家庭を保健師が訪問し、新生児の健康管理や発育・発達に関する相談と助言指導を行う。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		訪問件数	41件	80件
11	乳幼児訪問 【保健センター】	健康診査後に経過の把握を必要とする乳幼児を対象に、保健師が家庭訪問し、健康管理や発育・発達に関する相談と助言・指導を行う。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		訪問件数	12件	30件
12	育児支援家庭訪問事業 【保健センター】	医療機関において、育児支援が必要と判断される対象者の把握に努め、医療機関と保健センターとの連携を改善し、対象となる家庭に対して、育児不安の軽減及び児童虐待発生予防のために保健師等による家庭訪問で育児支援を行う。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		訪問件数	10件	20件
13	予防接種 【保健センター】	ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん（はしか）、風しん、結核の発生及びまん延を防止するため、主に乳幼児を対象に定期予防接種を実施する。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		接種率（全体）	85%	90%
		接種率（麻しん・風しん第4期）	70%	90%
14	乳幼児健康診査における 歯科指導（歯科保健指導事業） 【保健センター】	各乳幼児健康診査及び各母子教室の受診者及び参加者を対象に、歯とむし歯についての正しい知識を普及し、口腔衛生管理に対する意識を高めるとともに、ブラッシング手技、食習慣など、成長段階に応じたむし歯予防習慣を確立する。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		被指導者数	490人	500人
15	乳幼児健康相談「すくすく相談」 【保健センター】	毎月1回、子育て中の保護者や子どもを対象に、定期的に身体計測などによる発育・発達の確認とともに、保健師や栄養士による健康や育児、食事についての相談の機会を提供し、乳幼児の健やかな成長・発達と子育て支援を行う。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		延べ参加者数	172人	250人

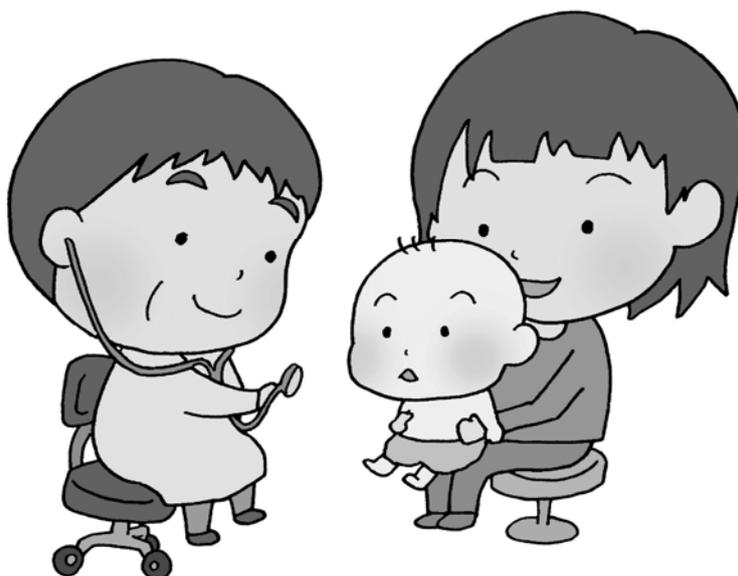
No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
16	離乳食教室 【保健センター】	1歳未満の乳児を持つ保護者を対象に、月齢や発育状況に応じた離乳食の進め方や調理法、また調理実習、試食などを通して乳児期の栄養に関する知識を普及するとともに、保護者同士の交流を通じて、仲間づくりや育児不安の解消を図る。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		実施回数	6回	6回
		延べ参加者数	33人	60人
17	育児教室 【福祉課】	地域子育て支援センターにおいて、親子遊び、子ども同士のふれあいを通して、子どもの成長・発達を促すとともに、保護者同士の交流と仲間づくりにより、育児に関する情報交換、育児不安の解消を図る。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		実施回数（0歳児クラス）	月2回	継続
		実施回数（1歳児クラス）	毎週月曜日	継続
		実施回数（2歳以上児クラス）	毎週水曜日	継続
延べ参加者数	3,452人	充実		
18	乳幼児の事故防止に向けた取り組みの充実 【保健センター】	保健センターにおいて、子育てのしおりや安全チェックシートなどを配布し、乳幼児にとって家庭内での危険な場所やもの（潜在的なものも含む）などについての認識を高め、事故防止・予防について啓発の促進を図る。		
19	絵本の読み聞かせ 【保健センター】	乳幼児の精神面・情緒の発達を促し、絵本を通して家族とのコミュニケーションを取ることで親と子の絆を深めるため、各教室開催時において絵本の読み聞かせを実施する。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		開催回数	4回	6回
20	乳幼児期からの生活習慣病予防啓発 【保健センター】	生涯にわたる健康的な生活習慣の確立により生活習慣病を予防するため、乳幼児、児童・生徒を持つ保護者を対象に、子どもの生活リズムや食生活、歯の健康等に関する啓発を強化する。		

### ③ 児童・生徒の健やかな身体育成への支援

児童・生徒の健やかな育成と生活習慣病の予防のため、保健・医療機関や療養機関、保育所、幼稚園、学校等との連携を強化するとともに、定期的な健康診断の実施や心と体についての相談体制の整備を図ります。

#### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標
21	生活習慣病予防の充実 【教育委員会】 【福祉課】 【保健センター】	小児期からの生活管理と生活習慣病の予防を視野に入れ、栄養士や保健師等との連携を強化し、健康的な食習慣の保持、食育指導を実施し、歯の健康などに関する啓発を強化する。
22	学校定期健康診断事業 【教育委員会】	小中学校における、児童・生徒の心と体についての健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談などを通して、児童・生徒の健康の維持増進に努める。



## (2) 「食育」の推進

### ① 乳幼児期からの食育の推進

生涯健康な生活を送るための大切な基盤となる「食」について、乳幼児期から栄養についての知識の普及や望ましい食習慣の定着を図ります。また、家庭における「食」を通じたコミュニケーションは豊かな人間性を形成するために必要であると考えられることから、様々な食育活動を通して、親子で「食」について学ぶ機会を創出します。

保育所・幼稚園等においては、保育士と保護者、児童を交え、料理等をつくることで食生活と成長について考える機会を積極的に設け、各関係機関と連携して栄養士による食育の普及啓発に努めます。

地域においても、町の行事やイベントを通して、ライフステージにあわせた様々な料理教室などの体験教室を食生活改善推進員や食育ボランティアと連携して充実させ、食育の推進に努めます。

### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
23	乳幼児健診における栄養指導 【保健センター】	各乳幼児健診時の問診において食事の状況を確認し、必要に応じて栄養指導を行い、保護者からの栄養相談に応じるなど、食事を通じた親子の健康づくりを支援し、保護者に望ましい食生活に関する情報提供を行う。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		延べ被指導者数	271人	300人
-	「マタニティクラス」 【保健センター】	<No. 5 再掲>		
-	離乳食教室 【保健センター】	<No. 16 再掲>		
24	保育所等における食育の推進 【福祉課】 【保健センター】	子どもの健やかな心身の発達を促すため、栄養士が保育所等を訪問し、日常の給食等、その他行事を通して、食べる力を豊かに育む食育の推進に努める。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		訪問回数	33回	33回
25	食育事業 【教育委員会】 【福祉課】	保育所及び幼稚園児の保護者に対し、栄養士による料理教室を開催し、保育士と保護者、児童がともに食生活と成長について考える機会を創出し、乳児期からの食教育を通じて日常の正しい食習慣を形成し、食生活の改善を図るとともに、子どもたちのより健やかな成長を促す。		

## ② 学校給食等を通じた食育の推進

生活習慣病を予防する取り組みの一環として、学校給食等を通じて食事バランスなどについての知識の学習と望ましい食習慣の定着を図るとともに、保護者を対象とした試食会を通して、心身の発達に適切な食生活への理解と改善を啓発し、家庭における食育の推進を図ります。

また、給食時の指導のほか、体育、家庭科等の授業においても健康教育を充実させるとともに、地域保健や家庭との連携により包括的な食育の推進を図ります。

### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
26	食生活改善推進員協議会の活動支援 【保健センター】	健康づくりを支援するために、大淀町食生活改善推進員協議会を育成し、町のイベントや行事等における活動の支援を行う。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		食生活改善推進員数	24人	40人
27	食事づくり等体験活動 【教育委員会】	若年層の健康意識と食に関する自己管理能力を高めるため、小中学生とその保護者を対象とした料理教室（調理実習等）を食生活改善推進員協議会との共催により実施する。		
28	学校給食の充実 【教育委員会】	子どもの生活習慣病を予防するため、食育と運動が連携した取り組みを推進し、その一環として学校給食の一層の充実を図る。		
29	学校給食試食会 【教育委員会】	保護者に学校給食を試食してもらい、食事の大切さへの理解と食生活改善の啓発を図る。		



### (3) 思春期からの健康づくりや自分らしい子育てをするための支援

全国的に十代の人工妊娠中絶・性犯罪等の性に関する問題をはじめ、薬物乱用・喫煙・飲酒等が増加傾向にあります。思春期は子どもから大人に変わっていく過程で不安定になりやすい時期でもあり、正しい知識の普及や自らの行動を管理できる能力を育成する中で、命の大切さを伝える教育が大切になっています。また、問題が低年齢化する傾向にあわせて相談体制や指導、教育の充実も求められています。

大淀町では中学生等を対象に性に関する正しい知識の普及、思春期からの健康づくりや命の大切さ、将来の子育てに対する関心を深めるための思春期保健について学習する機会を設けます。また、自分自身や周囲の人の健康を守るため、喫煙、飲酒、薬物の乱用防止に向けた指導や教育を行います。また、関係機関と連携して実際に赤ちゃんといれあう機会等を積極的に設けるなど、思春期における心と体の健康づくりを推進します。

#### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標
30	学校における性教育の充実 【教育委員会】	生命の尊さへの理解を深め、性に関する適切な態度や行動の選択の必要性を学ぶ教育を推進するとともに、保健センターと学校カウンセラー等の連携による相談体制の構築、研修会の実施、保護者への講演会など、様々な機会を捉えた性教育を推進する。
31	学校における喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止教育の充実 【教育委員会】	喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止などについて、自分自身の健康や周囲の人への影響などについて、正しい知識を学習し、健全な思春期が送れるよう、学校をはじめ関係機関と連携しながら、啓発と教育指導の充実を図る。
32	学校カウンセリング研修会の実施 【教育委員会】	「学校カウンセリング研修会」を実施し、教員として必要な生徒指導・教育相談の理論や技法を習得し、教育活動に生かせる実践力の向上を図り、思春期における悩みや問題を抱える生徒や保護者に対応できる相談体制の構築を図る。

#### (4) 次代の親教育の推進

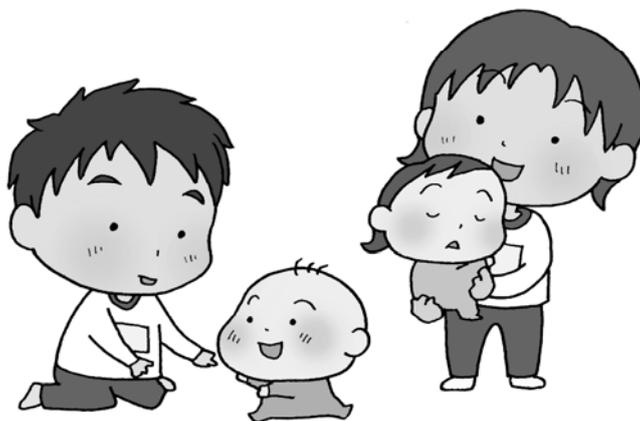
異年齢の交流活動は、同一年齢（学年）での活動では得られない効果を期待することができます。年長者にとっては年少者に対して優しくいたわる心を育み、リーダーシップを発揮することができます。年少者にとっては年長者へのあこがれや尊敬の思いを抱き、かかわり合いを通して様々な技術や知恵を習得することができます。

子どもたちが協調性や豊かな心を育めるよう、また、若い世代からの子育て意識を醸成するためには、学校での実践的・体験的な学習活動や地域の特性を生かした地域活動や伝統行事などを通して、年齢の異なる子ども同士や地域住民との交流を深めることが必要です。

大淀町においても、乳幼児と小学生との交流だけではなく、中学生との交流の機会についても検討し、より幅広い年齢層との交流機会を創出することで、子どもたちの豊かな心の育成に努めます。

#### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
33	乳幼児と小・中学生との交流 【教育委員会】 【福祉課】	より幅広い年齢層との交流を通じた児童の豊かな社会性の醸成を図るため、異年齢児交流会を実施し、引き続き小学生と保育所の児童との交流の機会の創出に努めるとともに、中学生も職場体験にあわせて、保育所の児童と交流できる機会の創出を図る。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		異年齢時交流会	年1回	継続
34	保育所や幼稚園でのボランティア受け入れ 【教育委員会】 【福祉課】	中学生等を対象に、より積極的に異年齢交流ができるよう、保育所や幼稚園におけるボランティアの積極的な受け入れについて検討を行う。		



## (5) 周産期・小児医療体制等の充実

親と子どもの健やかな健康を守り、子どもの健康等に関する不安を軽減するため、適切な医療サービスの提供と子育て医療相談の周知を図るとともに、夜間、休日における子どもの急病時に保護者が的確に行動し、一刻も早く医療サービスが受けられるよう、小児救急体制の整備と救急医療に関する情報提供を行い、小児医療体制等の充実を図ります。

また、妊娠中の異常や出産等の緊急時にスムーズに対応できるよう、現状把握をしたうえで、周産期医療体制の整備と改善を図り、安心して妊娠期を過ごし、無事に出産ができるよう、住民への周産期医療に関する情報提供及び周知に努めます。

### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標
35	子育て医療相談 【保健センター】	土・日・祝日の夜間救急、急病時に対応する県の小児救急医療電話相談について、各健診時にお知らせの文書を配付したり、ホームページに情報を掲載し、周知に努める。
36	小児救急体制の整備 【保健センター】	小児救急医療電話相談と県内休日応急診療所一覧をホームページに掲載することで、救急医療に関する情報提供に努めるとともに、救急時に適切な治療が受けられるよう、南和周辺地区病院群輪番制度による救急体制の拡充と小児救急体制の整備に努める。
37	周産期医療に関する情報提供 【保健センター】	周産期医療に関する情報を住民に提供し、周知に努める。

### 小児救急医療電話相談(奈良県)

実施内容	<p>専門の看護師（必要に応じて医師）が子どもの急病に対して電話相談に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●相談電話番号：#8000（プッシュ回線） 0742-20-8119（携帯電話・IP回線・ダイヤル回線等）</li> <li>●相談日時：午後6時～翌日午前8時（平日） 午後1時～翌日午前8時（土曜） 午前8時～翌日午前8時（24時間：日曜・祝日・年末年始）</li> <li>●対象者：奈良県内に住む15歳未満の子ども及びその家族</li> </ul>
------	---

## 2. 子育てに係る意識の啓発並びに情報提供の充実

### (1) 男女平等の意識啓発の推進

今なお社会制度や慣行、人々の意識や行動の中に女性への差別や性別による固定的な役割分担意識（「男（女）とはこういうものだ」という通念をもとにした男女の区別）が残っており、これらに対する意識改革を図ることが必要です。

だれもが人を思いやり、尊重する人権意識や性別による差別が生じないようにするためには、幼少期からの意識づけが重要であり、教育の果たす役割は大変大きいものです。そのため、学校教育の場において、個人の尊厳や男女平等に関する教育を充実させるとともに、家庭や地域社会においても、男女平等の意識啓発の推進を図ります。

また、男女が主体的に子育てにかかわる環境をつくるため、「子育て」についての男女の役割意識についても改善が必要であるため、広報や町の行事を通じて、男女平等意識の浸透に努めます。

#### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
38	男女平等意識の啓発 【教育委員会】 【人権施策推進室】 【総務課】 【福祉課】	男女共同参画社会の実現に向け、広報や研修会等を通して、就業、地域活動への女性の参加や、家事・育児への男性参加を押し進めるための啓発に努め、広く住民に男女平等の意識の向上とその実行を促す。また、人権尊重の観点における様々な学級活動等の取り組みの充実をめざす。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		人権啓発・人権教育	関係各課と連携	充実
39	生涯学習における男女平等教育の推進 【教育委員会】	生涯教育においては、広く住民に男女平等の意識の向上とその実行を促すとともに、家庭教育学級（各幼稚園・小学校の保護者による）において、一人ひとりがお互いに認めあい、支えあうことの大切さについて学習できるよう、学級活動のさらなる充実をめざす。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		家庭教育学級設置か所（幼稚園）	全幼稚園（3か所）	充実
		家庭教育学級設置か所（小学校）	全小学校（3か所）	充実
40	児童・生徒に対する男女平等教育の推進 【教育委員会】 【人権施策推進室】 【総務課】 【福祉課】	学校教育において男女平等意識の醸成を図るとともに、町の行事を通して、男女平等や人権についての啓発活動を行う。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		人権啓発・人権教育	関係各課と連携	充実

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
41	女性の身体的特徴の尊重 【教育委員会】 【人権施策推進室】 【総務課】 【福祉課】	学校、家庭、地域社会と連携し、低年齢児からの性教育の推進を目的として、女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)を確立するための学習機会を提供し、性の尊重についての理解と認識についての浸透を図る。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		人権啓発・人権教育	関係各課と連携	充実
42	性別にとらわれない職業選択教育の推進 【教育委員会】 【人権施策推進室】 【総務課】 【福祉課】	男女平等意識の高揚を図るとともに、性別にとらわれない職業選択の自由について、意識の高揚に努める。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		人権啓発・人権教育	関係各課と連携	充実
-	「マタニティクラス」 【保健センター】	<No. 5 再掲>		

## （２）働き方を見直す意識啓発の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、職場における意識啓発、労働時間の短縮や育児休業制度などの就労環境の整備を促進するため、事業所に対する具体的な啓発活動に努めます。

また、男性の育児休業の取得促進及び男性の仕事と育児の両立など育児参加を推進、支援するため、事業所に対して父親のワーク・ライフ・バランス推進について意識啓発を図ります。

### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標
43	事業所の理解促進 【まちづくり課】	仕事と家庭生活の両立支援に取り組む事業所に対し、取り組み情報を公開し、優良な事業所を表彰するなどの方法を検討し、従業員の仕事と家庭生活の両立が企業活動にとって有益であるという考え方が広く普及するよう啓発活動に努める。

### (3) 子育てに関する意識啓発の推進

住民が子育てに関心を持ち、理解を深められるよう、地域社会全体で子育てを行う環境の充実と子育てに関する意識の啓発に努めます。

また、子どもを持つ家庭が子育てをしながら就業できるよう、事業所に対して働き方の見直しや育児休業制度の取得と父親の育児参加への支援を呼びかけるとともに、職場内での子育てへの理解と意識の啓発に努めます。

#### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標
44	広報・広聴の充実 【福祉課】	地域子育て支援センターにおける活動の実施予定に関する情報提供等を行うとともに、子どもを含めた住民の意見・要望を町政に反映することができるよう、広報・広聴等の充実を図る。
45	子育て支援パンフレットの作成 【福祉課】	住民の子育て意識の啓発や企業への子育てに関する理解・支援を啓発するため、町独自のパンフレットの作成・配布を検討する。
46	講演会・講座・フォーラムの開催 【福祉課】	子育て中の保護者の意識を啓発するため、講演会や講座等を開催し、地域子育て支援センター利用者のみならず、より多くの保護者に対しても、具体的な活動ができるよう検討する。



#### (4) 子育てに関する情報提供の充実

子育てに関する様々な情報について、必要な人が適切な情報を得ることができ主体的に行動できるよう、情報誌やホームページ、ケーブルテレビの放送などで、効果的な情報発信を推進し、子育てに関する情報や地域における子育て支援サービスの情報提供の充実に努めます。

##### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標
47	妊娠時における子育て情報提供 【保健センター】	母子健康手帳交付時に、県、町の事業紹介など妊娠期から子どもの思春期までの幅広い子育て情報や福祉サービスを掲載した冊子を配布し情報提供を行う。
48	子育て情報発信 【福祉課】	地域における子どもに関する様々な催し、多様な子育て支援サービス等の情報を把握し、利用者にホームページなどを通して一元的な情報提供を行うよう検討する。
49	民生・児童委員活動の周知 【福祉課】	民生・児童委員の活動内容（子育て支援ほか）について、ケーブルテレビの放送で紹介するほか、様々な機会を通じ広く住民への周知を図る。

#### (5) 次代の親に対する意識啓発の推進

次代の親となる若い世代に対して、子どもを生み育てることの意義を伝え、結婚、出産、子育てに夢と希望を持つことができるよう、関係機関と連携しながら、赤ちゃんといれあう体験や地域での親子のふれあい活動への参加などを通して、若い世代への子育てについての意識の啓発に努めます。

##### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標
50	次代の親に対する意識啓発の推進 【福祉課】	若い世代に対し、様々な機会を利用して周知・啓発を図ることにより、結婚、出産、子育てに夢と希望を持つことができるよう、支援に努める。

## (6) 子どもの権利に関する啓発

1989年（平成元年）に国連において、18歳未満のすべての人の基本的人権の尊重を促進することを目的に「子どもの権利条約」が採択されました。この条約の中では、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められており、「子どもの最善の利益」を確保するため、子どもに関することはあくまでも子ども主体で考え、子どもにとって最も良いものに決めるということが大人の義務としてうたわれています。

ところが世界各地では、いまだに児童の貧困や飢餓、武力紛争、虐待、性的搾取などが頻発し、日本においても、いじめや不登校、援助交際、児童の性を表現した出版物など、子どもを取り巻く問題はますます深刻化しています。

大淀町においては、広報による啓発活動を行っていますが、様々な機会を通して、条約が社会規範になるよう子どもの権利に関する普及と啓発を推進します。

### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
51	子どもの権利に関する啓発 【教育委員会】 【人権施策推進室】 【福祉課】	子どもの権利条約の趣旨に基づき、広報のみならず、研修会等の課題にするなど啓発機会を増やし、広く住民に子どもの権利について啓発する。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		人権啓発・人権教育	関係各課と連携	充実

### 3. 子育てと仕事の両立支援

#### (1) 仕事と子育てが両立しやすい環境づくり

ニーズ調査では、育児休業制度の利用状況が男性では1割弱、女性では2割弱と利用率が低い状況にあるとの結果から、育児休業制度取得が困難な状況であることや保育サービスの体制に改善の必要性があることがうかがえます。

男性、女性にかかわらず保護者がともに就労しながら安心して育児ができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現をめざし、事業所に対して働き方の見直しと支援体制の構築についての啓発活動を行うとともに、保護者の多様なライフスタイルに対応できる保育施策の充実に努めます。

#### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標
52	事業者に対する子育て意識の啓発 【まちづくり課】	事業者等に対し、働き方の見直しや労働時間短縮などについてリーフレット等により啓発を図る。また、中学生を対象とした職場体験活動の積極的な受け入れのほか、労働保険加入促進、労働相談及びセミナーの実施など、就労の安定に向けた取り組みなどの啓発にも努める。



## (2) 子育ての負担感や不安感をやわらげる支援

多様化する保育ニーズに対応するため、一時預かり事業を実施し、より保護者が利用しやすい環境の整備に努めるなど、保育サービスの充実を図ります。

また、各関係機関との協力体制を強化し、「児童虐待防止ネットワーク」や各子育て支援サービス事業を引き続き継続します。

### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
53	一時預かり事業の充実 【福祉課】	保護者が病気にかかった時やリフレッシュしたい時などに、子どもを一時的に預かる一時預かり事業を実施し、保護者が利用しやすい環境の整備を図る。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		実施保育所数	2か所	2か所
54	子育て支援情報提供の充実 【福祉課】	地域子育て支援センターで実施している行事など、子育て支援についての総合的な情報を広報などでわかりやすく提供する。		
55	乳幼児医療費助成の充実 【福祉課】	小学校就学前の乳幼児の医療費の一部を助成して医療費負担の軽減を図り、医療サービスを受けやすくすることで乳幼児の健康が確保されるよう引き続き支援を行う。（所得制限を撤廃し、県基準の所得制限を超えている児童に対しては、町の単独事業で助成を行う）		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		受給者数	859人	継続
56	関係機関との協力体制の強化 【福祉課】	家庭教育を支援するために、家庭・学校・幼稚園・保育所・関係機関・関係団体などによる子育てに対する協力体制を強化し、きめ細かな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供するとともに、引き続きサービスの向上を図る。		

### (3) 多様で弾力的な保育サービスの充実

保育サービスについては子どもの幸せを第一に考えるとともに、企業や職場・家庭・地域の実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備し、実情に応じた取り組みを行うことが必要です。

子育てをしながら就労する親の増加と勤務形態の多様化に伴い、大淀町においても様々な保育ニーズに応えるため、改正された新たな保育指針に基づき、保育所の機能や職員の資質向上に努めます。また、延長保育や一時預かりなどの保育サービスを引き続き実施するとともに、これまで以上に0歳児、1・2歳児など出産後、育児休業明けの保護者がスムーズに保育所を利用できる体制の整備に努めます。

#### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
57	通常保育サービスの充実 【福祉課】	改正された新たな保育指針に基づき、これまで以上に町内の保育所の機能及び保育の質の向上に努め、今後も待機児童ゼロの継続をめざす。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		待機児童数	0人	0人
58	保育施設の整備 【福祉課】	新たな保育ニーズが見込まれる地域に保育所を整備する計画を推進し、既存の保育所については、必要に応じて随時、修繕を行う。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		新規整備か所数	1か所	充実
59	延長保育の充実 【福祉課】	就労時間等の事情により保育時間の延長を必要とする保護者のニーズに対応するため、引き続き町立保育所、民間保育所において延長保育を実施する。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		実施保育所数	4か所	充実
60	出産後休暇・育児休業明け保育の充実 【福祉課】	出産後及び育児休業明けの保護者の就労と子育ての両立を支援するため、現行の民間保育所での受け入れを継続するとともに、町立保育所の受け入れについても検討する。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		乳児保育実施保育所数	2か所	充実

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
61	病後児保育事業の拡充 【福祉課】	民間保育所における病後児保育事業の実施を継続するとともに、町外からの広域的な受け入れについても検討し、保護者の子育てと就労の両立を支援する。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		実施施設数	1 か所	1 か所
62	障がい児保育事業の充実 【福祉課】	障がいのある子どもの中でも、特に発達のために集団保育が必要とされる子どもの支援を図るため、関係機関と協力し、積極的に保育所への受け入れを行う。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		実施保育所数	4 か所	充実
63	保育所における幼児教育の充実 【福祉課】	保育所から小学校の教育へ円滑に移行できるよう、改正された新たな保育指針に基づき、保育所における保育内容と幼児教育のより一層の充実を図る。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		5 歳児クラス児童数	114 人	充実
64	放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の充実 【福祉課】	昼間、仕事等により保護者が留守である児童に対して、児童の健全育成を目的として遊び場の提供や生活指導などを行う放課後児童健全育成事業について、引き続きすべての小学校区で学童保育（プレジャーーム）を実施し利用促進を図る。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		登録児童数	173 人	210 人



#### (4) 男女共同子育ての推進

「子育て」「家事」「介護」は、女性の役割であり、仕事であるという意識が根強く残る現状の中で、子育てを男女がともに協力して行えるよう、男性の意識改革を図るため、広報や各種教室において意識啓発を推進します。

##### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
65	男女平等意識の啓発 【教育委員会】 【人権施策推進室】 【総務課】 【福祉課】	男女共同参画社会の実現に向け、広報や研修会等を通して、就業、地域活動への女性の参加や、家事・育児への男性参加を押し進めるための啓発に努め、広く住民に男女平等の意識の向上とその実行を促す。また、人権尊重の観点における様々な学級活動等の取り組みの充実をめざす。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		人権啓発・人権教育	関係各課と連携	充実
-	「マタニティクラス」 【保健センター】	<No. 5 再掲>		
66	男性の家事、育児、介護への参画促進 【教育委員会】 【人権施策推進室】 【総務課】 【福祉課】	父親と子どもの交流を深めるため、地域子育て支援センターで「パパとあそぼう」を開催するなど、男性が育児参加することを考える教室等を開催する。 また、「子育て」「家事」「介護」について理解を深め、男女共同の家庭づくりを推進するため、家庭教育学級（各幼稚園・小学校の保護者による）合同研修会などの各種教室等を引き続き実施し、さらなる充実を図る。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		家庭教育学級設置か所（幼稚園）	全幼稚園（3か所）	充実
		家庭教育学級設置か所（小学校）	全小学校（3か所）	充実
67	父子手帳の配布 【保健センター】	妊娠、出産、育児に対する心構えや協力の仕方などを掲載した父親向けの育児情報を提供するため、父子手帳の配布を検討する。		
68	各保育所等による特色ある取り組みの推進 【福祉課】	保護者の子育て力の向上とその交流、仲間づくりを進めるため、町内の各保育所等の実情に応じて創意工夫を図り、引き続き各保育所の取り組みを推進していく。		

## 第2節 子どもの生き方を育み、健やかな成長を支える環境づくり

### 1. 心身を健やかに育む子育て環境の充実

#### (1) 家庭や地域の教育力・社会力の向上

##### ① 家庭の子育て力、教育力の向上への支援

家庭における子育ては、子どもと親がともに過ごす時間の中で、コミュニケーションを取りながら、互いに学びあうことでともに成長できる大切な要素となります。

家庭における様々な子どもとのかかわりあい方を知り、また、保護者同士との交流による情報交換により、より豊かな家庭教育を行うことができるよう、保健センターや地域子育て支援センター等の取り組みを通じて子育て環境の整備を行い、家庭教育の普及・啓発と家庭教育のさらなる充実をめざします。

#### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
69	家庭教育学級の開設 【教育委員会】	各幼稚園・小学校における家庭教育学級において引き続き自主的な活動を実施し、さらなる充実をめざす。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		家庭教育学級設置か所（幼稚園）	全幼稚園（3か所）	充実
		家庭教育学級設置か所（小学校）	全小学校（3か所）	充実
70	子育て講演会 【教育委員会】	小・中学校入学前の子どもを持つすべての保護者が参加する就学時健康診断や入学説明会等の機会を利用して、子育てに関する様々なテーマで講演会を開催し、家庭の教育力の向上に努める。		
71	まちづくり出前講座 【福祉課】	講座を行う体制は整えているため、要請に応じ、住民が主催する集会等に職員が講師として出向き、町政の説明、職員の専門知識を生かした講義を行い、サークル活動等を支援する。		
72	家庭児童相談 【福祉課】	日常電話または来庁によって児童に関する相談と指導を行う。さらに、必要に応じて専門機関への紹介も行う。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		相談件数	22件	充実

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
73	育児相談体制の整備 【福祉課】	子育てやしつけの悩みや不安を抱える保護者を対象に、子育てについて語りあう場を提供し、孤独感や不安感の解消を図るよう努める。		
74	ホームページの子育て情報の充実 【福祉課】	子育て関連情報を一元化し、いつでもどこからでも情報が得られるよう、町のホームページの充実を図る。		
75	地域子育て支援センター 【福祉課】	リフレッシュを求める保護者や育児に不慣れな保護者、育児に悩む保護者への育児相談・情報提供を通じて、子育てと成長の喜びを感じることのできる「楽しい子育て」を支援するため、地域子育て支援拠点事業（センター型）として地域子育て支援センターにて子育て全般に関する専門的支援を行う。また、地域子育て支援センターから距離が離れている地域については、各地区の公民館等を利用し、周辺地区の児童とその保護者を対象にサテライト保育（おでかけ保育）を実施する。		
		<b>指標</b>	<b>現状（H21）</b>	<b>事業目標（H26）</b>
		実施施設数	1 か所	1 か所
76	子育て支援ネットワーク拠点の充実 【福祉課】	地域の中で子育てについてのヒントやリフレッシュについて学び、情報提供や保護者が情報交換を行うことができるネットワーク拠点として、引き続き地域子育て支援センターの活動内容の充実に努める。		
77	学校施設の開放 【教育委員会】	学校施設や余裕教室を活用してコミュニティ施設として整備・開放し、地域の学習機会の充実に努める。		
		<b>指標</b>	<b>現状（H21）</b>	<b>事業目標（H26）</b>
		学校施設開放実施か所（小学校）	全小学校（3 か所）	充実
学校施設開放実施か所（中学校）	全中学校（1 か所）	充実		
78	生涯学習ボランティアバンクの充実 【教育委員会】	住民からの指導者の派遣要請など、多様なニーズに対応するため、生涯学習ボランティア制度のもと、生涯学習ボランティアの指導者登録・指導者派遣のさらなる充実にめざす。		
		<b>指標</b>	<b>現状（H21）</b>	<b>事業目標（H26）</b>
		指導者登録数	44 人	充実
指導者派遣	実施	充実		

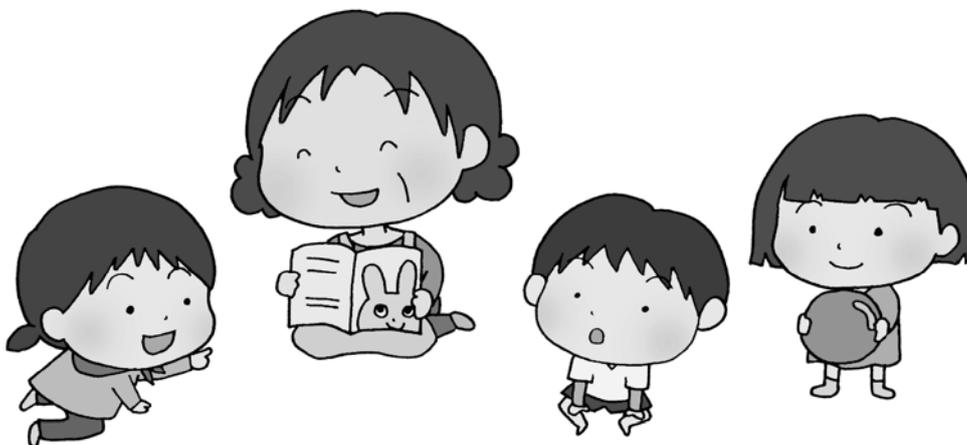
## ② 家族のふれあいの促進

子どものための「心のごはん」となる絵本を、保護者や周囲の人が子どもに読み聞かせることで、子どもは少しずつ言葉や動作を覚え、理解を深め、自分で表現できるようになるなど、乳幼児の脳の発達や感性などの発達を促し、家族との絆を深めます。また、自然体験や創作活動、スポーツ活動などは親子の絆を強めるとともに、保護者同士の交流を深めることにもつながります。

これらのことから、親子がともに心と体のふれあいができるよう、絵本の読み聞かせや発達段階に応じた活動などの機会を創出し、内容の充実を図ります。

### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
79	図書館の読み聞かせ活動の充実 【教育委員会】	ボランティア、住民団体と協力し、読書、運動、遊びなど種々の分野において、定期的に活動を継続し、乳幼児と保護者が一緒に過ごせる機会の充実を図る。		
80	育児サークル 【福祉課】	地域子育て支援センターにおいて、引き続きサークル活動等を行い育児支援に努める。		
81	家族で参加できる事業の支援 【教育委員会】 【福祉課】	家族で参加し、集える場を提供する地域の取り組みを支援し、その充実を図る。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		家庭教育学級交流会（親子スポーツ体験）開催	実施	充実



### ③ 子どもの豊かな感性を育む環境の整備

子どもの可能性を伸ばし、豊かな感性や想像力を育むため、学校以外においても文化や芸術、歴史、スポーツ等の学習体験や体験活動ができるよう、環境の整備に努めるとともに、活動の充実を図る。

#### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
82	スポーツ少年団の活動の充実 【教育委員会】	多彩な活動の実施に向けて、大淀町スポーツ少年団・地域スポーツ少年団を支援し、活動の充実をめざす。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		団体数	10 団体	12 団体
		団員数	400 人	500 人
83	体験活動の充実 【教育委員会】	地域住民と連携・協力して自然体験・社会体験などの体験活動や学習体験を実施する。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		ジュニアリーダー養成講座	1 回	充実
84	様々な体験学習の推進 【教育委員会】	子ども人権学習支援事業において、様々な体験学習に取り組み、さらなる充実をめざす。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		子ども人権学習支援事業	3 活動に取り組む	充実
85	国際交流 【教育委員会】	住民を主体とした幅広い分野における国際交流を推進する。		

## （2）教育環境の充実

### ① 幼児教育の充実

幼児の発達と保護者も含めた幼児を取り巻く状況は日々変化しており、地域で遊べる場所の不足や習い事などによる遊びの時間の不足などにより、児童の生活や遊びを豊かにする体験が不足し人とのコミュニケーション能力が育ちにくい環境にあることや、保護者のライフスタイルの多様化により、睡眠時間や食生活に快い生活のリズムが作り出せず、疲れやすくなる気がないと感じられる児童が増加しています。

人間としての基盤づくりに果たす幼児教育の役割は重要であり、この時期に生活や遊びを通して、たくましく生きる力の基礎をつくるのが幼児教育の役割であると捉え、教育内容・教育環境の充実と小学校への円滑な接続のための幼稚園・保育所等と小学校との連携を推進し、あわせて子育てへの不安や大変さを感じる家庭への相談体制支援の充実に努めます。

## 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標
86	幼稚園教育の充実 【教育委員会】	幼稚園の教育活動及び教育環境の充実のほか、幼稚園における子育て支援の充実に努める。
87	幼小交流研修会の充実 【教育委員会】	幼稚園と小学校の職員が交流して円滑な移行や卒園までの達成目標について協議するなどの研修を行う。また、近隣の小学校に卒園前の園児が訪問し交流体験を行う。
88	P T A活動の活性化 【教育委員会】	「おとなが変われば子どもが変わる」のスローガンのもと、幼・小・中学校のP T Aが連携して、子どもを育てる。

## ② 学校教育の充実

次代の担い手である子どもたちが自ら学び考え、生きる力を育ていけるような教育環境の整備に努めるとともに、家庭に次ぐ人間形成の場として心の教育や体験的活動を推進し、いじめや不登校への適切な指導や相談体制の強化を図ります。

また、児童の体力低下や肥満児が増えつつある中、積極的にスポーツに親しむことができるよう学校におけるスポーツ環境の整備の充実に努めるとともに、地域の活動団体や指導者の育成支援に努めます。

## 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標
89	学校施設の整備 【教育委員会】	学校の環境を改善・充実するため、施設の新増改築等を計画的に進める。
90	総合的な学習時間の支援 【教育委員会】	新しい時代に対応した新しい教育内容（英語活動、情報教育、環境教育など総合的な学習の時間を通して行う教育内容）や基礎的・基本的な学習内容の確実な定着などを支援し、子どもの教育の充実にめざす。
91	教育副読本の整備 【教育委員会】	子どもも地域社会の一員として自覚し、地域を理解する手助けとなる小学校社会科副読本、中学校社会科地域教材、道徳郷土資料集の作成等を行う。
92	健やかな心身の育成 【教育委員会】	子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができるよう、外部指導者の活用や地域との連携を図るなど、学校におけるスポーツ環境の充実に努め、健やかな心身の育成、体力向上を図る。

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標
93	教育インターネットの整備 【教育委員会】	小・中学校をネットで結び、各校での研究成果や発表などの情報や教育資料を共有化し、教育指導や授業方法等の多角化を推進する。
94	中学生社会体験チャレンジ事業 【教育委員会】	生徒が地域の中で様々な社会体験活動を通して、多くの人びととふれあい、学校では得られない経験を積むことで、豊かな感性や社会性、自立性を養い、たくましく豊かに生きる力を育む。
95	男女平等教育の推進 【教育委員会】	性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を發揮できる子どもを育てることをめざし、男女共同参画の理念に配慮した男女平等教育を推進する。
96	国際理解教育の推進 【教育委員会】	小・中学校に外国人講師などを派遣し、子どもたちが異文化を肌で感じ、国際感覚を養うとともに、コミュニケーション能力の育成を図る。
97	情報教育環境の整備と情報教育の推進 【教育委員会】	児童・生徒が課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することができるように、情報教育環境及び指導環境の充実を図る。
98	環境教育の充実と環境の整備 【教育委員会】	自然保護や資源の再利用についての理解を深める学校の環境教育を推進するとともに、学校ビオトープの整備などアメニティへの配慮に努める。
99	学校支援地域本部事業 【教育委員会】	地域住民が、学校支援ボランティアとして学校教育に参画し、子どもたちの豊かな体験活動を推進するとともに、地域の教育力を高め、学校・家庭・地域が協力して、子どもたちの生きる力を育成する。
100	開かれた学校づくりと子どもの居場所づくり 【教育委員会】	学校・家庭・地域社会が連携して、子どもの「生きる力」を育成し、その居場所を確保するため、学校施設の開放、学校支援ボランティアなど地域の教育力の活用を図る。
101	特色ある学校づくり 【教育委員会】	各学校が家庭や地域社会と連携・協働して、多様な体験活動を推進するなど特色ある教育、特色ある学校づくりを推進する。
102	学校給食の充実 【教育委員会】	学校給食に郷土料理や行事食を積極的に取り入れ、伝統的な食文化を子どもたちに伝承し、その良さを継承する。
-	P T A活動の活性化 【教育委員会】	<No. 88 再掲>
103	信頼される学校づくり 【教育委員会】	学校評議員制度の導入や教職員研修など、教員の資質向上に努め、信頼される学校づくりを推進する。

### (3) 子育てに関する相談体制の充実

近年の地域における連帯感の希薄化や子育てに関する情報の氾濫等により、子育てに自信が持てず、不安や悩みをひとりで抱えている親が多くなっています。このような不安や悩みをうまく解消できないまま子どもへの虐待につながるケースが社会問題として取り上げられています。

保護者の子育てに対する不安や悩みを解消できるよう、子育てに関する情報や親子で交流できる機会を積極的に提供し、関係各機関の相談機能や交流活動の充実を図り、だれもが利用しやすい相談体制づくりと周知に努めます。

#### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
104	子ども・家庭に係る相談窓口の充実 【教育委員会】 【人権施策推進室】 【福祉課】	育児・子育て・健康・医療・児童虐待・ドメスティックバイオレンス・障がい・不登校・いじめ・非行など子どもに関する相談に対し、児童相談専門員による相談体制を引き続き強化していく。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		人権啓発・人権教育	関係各課と連携	充実
105	子育てに関する相談体制の強化とネットワークの構築 【福祉課】	子どもや家庭の相談支援にあたる機関等との連携を強化し、個々の相談者に的確に対応できる体制づくりを推進するとともに、乳幼児期からの途切れない支援を行う。また、地域の子育て支援団体などの活動状況の把握に努め、地域での子育てグループのネットワーク化を図る。 また、「児童虐待防止ネットワーク」（大淀町要保護児童対策地域協議会）において、学校、民生委員とも協力し、援助の必要な児童に対しては、個別に連絡会議を開催し、引き続き支援を行う。		
106	適応指導教室事業 【教育委員会】	不登校児童・生徒の学校生活の復帰に向け、適応指導教室を開設し、集団への適応力の回復及び育成を図る。		
-	妊産婦や新生児の訪問指導 【保健センター】	<No. 4 再掲>		

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
107	家庭支援 【福祉課】	発達支援や育児支援が必要とされる子ども及び保護者に対し、引き続き家庭支援推進保育士による家庭訪問を行うほか、家庭支援推進保育士を配置していない保育所についても主任保育士を中心に支援の必要な家庭には積極的に相談を行うなど、相談活動を通して家庭支援を行う。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		家庭訪問回数	約 50 回	充実
108	各種相談 【人権施策推進室】 【福祉課】	「児童虐待防止ネットワーク」（大淀町要保護児童対策地域協議会）による児童に関する相談体制を強化するとともに、法律相談、人権相談、行政相談等の各種相談事業の充実を図り、子どもの人権相談に応じる人権相談窓口について、広報等での周知を図る。		
109	県相談窓口の紹介 【教育委員会】 【人権施策推進室】 【福祉課】	県こども家庭相談センター等、青少年の悩みに関する各種相談窓口について紹介していく。		

### いじめ問題等に関する相談窓口（奈良県）

相談機関	電話番号
あすなろダイヤル（県立教育研究会）	0744-34-5560
ヤング・いじめ・110 番（奈良県警察少年サポートセンター）	0742-22-0110
ヤング・いじめ・110 番（奈良県中南和少年サポートセンター）	0744-27-4544
すこやかテレフォン（社会福祉法人 奈良いのちの電話協会）	0742-35-1002
奈良いのちの電話（社会福祉法人 奈良いのちの電話協会）	0742-35-1000
奈良県中央こども家庭相談センター	0742-26-3788
奈良県高田こども家庭相談センター	0745-22-6079

#### (4) いじめ、少年非行等の問題行動や不登校などへの対応力の向上

多様化、複雑化する子どもの問題行動に対応するため、教育相談員やスクールカウンセラー等による相談体制の充実や専門家による電話相談の相談体制の整備など、学校・家庭・地域・関係機関が連携して、子どもが気軽に相談できる仕組みづくりを推進し、問題の早期発見・早期解決を図ります。

また、いじめ問題については、新しい形はいじめ問題である「ネット上のいじめ」への対応について検討する必要があります。

#### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標
110	子ども電話相談 【教育委員会】	子どもを対象とした電話相談の開設を検討する。
111	学校教育相談体制の充実 【教育委員会】	不登校児童・生徒に適切に対応できるよう、学校内の生徒指導体制の強化や関係機関との連携による支援体制づくりを推進する。
112	いじめ等青少年の問題行動への対策 【教育委員会】	子どもや保護者の相談相手となるスクールカウンセラー、相談員等を配置し、電話や来談相談でカウンセリングを行うとともに、必要に応じて学校訪問や家庭訪問して、不登校の子どもへの援助や学校復帰、自立に向けての支援に努める。 また、教師がカウンセリングマインドを持って積極的に生徒指導する研修会を開催する。



## (5) 子どもの健全育成体制の充実

子どもの健全育成に関する問題として、児童虐待（暴力・ネグレクト等）・いじめ・不登校が大きな社会問題となっています。

家庭でまたは地域ぐるみで子どもを育てる社会をつくりあげるため、各種団体・関係機関等の連携と協力のもと地域の中で、スポーツ活動への参加促進や地域文化にふれる機会の創出など、子どもがのびのびと心豊かに育つ環境づくりを推進するとともに、様々な角度から子どもの非行防止のための取り組みを進め、子どもたちの健全な育成を支援します。

### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
113	学校懇談会 【福祉課】 【教育委員会】	小・中学校の委員と地域の民生・児童委員との懇談会による情報交換と、その後における地域での要保護児童の見守りなどの連携に努める。また、「児童虐待防止ネットワーク」（大淀町要保護児童対策地域協議会）において、学校、民生委員とも協力し、援助の必要な児童に対しては、個別に連絡会議を開催し、引き続き支援を行う。		
-	子ども電話相談 【教育委員会】	<No. 110 再掲>		
114	P T A ・保護者会連合会活動の推進 【教育委員会】	児童・生徒の福祉の増進と学校教育の振興に寄与するとともに、会員相互の研修と連絡協議を行うことを目的に P T A ・保護者会連合会の活動を支援し、学習会等の指導者（講師）の紹介依頼に応じて、紹介を行う。		
115	青少年団体の育成 【教育委員会】	子ども会連合会等、青少年の健全な育成と青少年教育の振興を目的とする活動団体に対して支援する。また、ジュニアリーダー養成講座等の研修等を実施する。		
		<b>指標</b>	<b>現状（H21）</b>	<b>事業目標（H26）</b>
		子ども会	23 団体	充実
116	地域スポーツクラブの育成支援 【教育委員会】	子どもの健全育成等をめざすため、地域スポーツ少年団活動を支援し、さらなる充実をめざす。		
		<b>指標</b>	<b>現状（H21）</b>	<b>事業目標（H26）</b>
		スポーツ少年団	全支団への活動支援	充実
117	指導者養成講座の充実 【教育委員会】	生涯学習活動と連携して、スポーツ指導者及び指導者養成のための講座等を充実させ、住民の問い合わせに応じて、競技団体への問い合わせ、紹介の体制を検討し、多様なスポーツの指導者育成に努める。		
		<b>指標</b>	<b>現状（H21）</b>	<b>事業目標（H26）</b>
		スポーツ振興	ドクター指導者の紹介	充実

## (6) 子育てに伴う経済的支援

近年、子育てや教育についての経済的負担感の増大が少子化の要因として大きく取り上げられ、実際に子育て家庭の妊娠期から子どもが独立するまでの費用は、検診や出産費用、医療費、幼稚園・保育所の保育料、学校教育費のほか、習い事、学習塾等多岐にわたり、近年の経済情勢の悪化等による家計負担増も大きく関係し、子育てに関する経済的支援を求める声がさらに高くなっています。

大淀町では、国や奈良県を含め現状で行われている経済的支援策との整合性をとりつつ、妊娠・出産に係る各種手当や医療費の助成、就学援助等の支援に努めます。

### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
-	不妊治療給付事業 【福祉課】	<No. 1 再掲>		
118	児童手当の支給 【福祉課】	所得に応じ、小学校6年生までの児童を持つ家庭に児童手当を支給する。（平成21年度まで）		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		受給者数	1,261人	-
119	子ども手当の支給 【福祉課】	所得制限を設けず、中学校修了までの児童を対象に子ども手当を支給する。（平成22年度から）		
-	乳幼児医療費助成の充実 【福祉課】	<No. 55 再掲>		
120	出産一時金の支給 【ほけん課】	国民健康保険の被保険者が出産した時、出産育児一時金を支給する。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		対象者数	26人	充実
121	幼稚園授業料の減免 【教育委員会】	所得に応じ授業料を減免する。		
122	就学援助 【教育委員会】	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品、給食費、修学旅行費などの援助を行う。		
123	就学一時金の給付 【教育委員会】	経済的な理由により就学が困難な非課税世帯の児童・生徒に対し、就学一時金を給付する。		

## 2. 子どもの人権擁護の推進

### (1) 子どもの人権擁護

#### ① 援護を要する子どもの保護の推進

家庭における虐待や、いじめによる自殺などが深刻化する中、子どもの権利が尊重され保障されるような環境、子どもが安心して権利行使できる環境の整備が必要とされています。

大淀町では、子どもの人権保護、児童虐待防止という観点から、学校教育における人権の啓発に努め、子どもだけではなく、地域の大人も人権について学ぶことができる機会の創出に努め、子どもの保護を推進します。

また、家庭や学校、地域において、子どもを人格を持った一個人として認め、そのうえで、必要に応じて誤りを明確に伝え、果たすべき義務や責任についてわかりやすく説明するとともに、子どもが意思表示を容易に行うことができる仕組みづくりに努めます。

#### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
124	人権教育・啓発の推進 【教育委員会】	小・中学校に人権教育担当教諭を指名し、学校における人権教育の充実を図る。		
125	子どもの人権を大人も子どもも学べる環境の醸成 【教育委員会】 【人権施策推進室】 【福祉課】	関係各課と連携し、広く住民が子どもの人権について理解を深められるよう、学ぶことができる環境の醸成を促す。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		人権啓発・人権教育	関係各課と連携	充実
126	子どもの意見や意思表示を容易にする仕組みづくり 【教育委員会】 【人権施策推進室】 【福祉課】	関係各課と連携し、子ども自身による意思表示の機会づくりや、住民が子どもの人権について理解を深めるよう意識啓発を促す。		

## ② 被害にあった子どもの保護の推進

犯罪や虐待などで心や体に深い傷を負った子どもに対し、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を防ぎ、専門機関やカウンセラーなどの専門家と連携し、カウンセリング等による心のケアを図るとともに、里親育成事業制度についての周知に努めます。

### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標
127	カウンセリングの実施、 保護者に対する助言 【教育委員会】 【福祉課】	いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの心のケアや保護者へのカウンセリング等について、「児童虐待防止ネットワーク」（大淀町要保護児童対策地域協議会）において、こども家庭相談センターと協力し、立ち直りの支援を行う。
128	里親育成事業制度の周知 【福祉課】	里親育成制度について広く住民に啓発するため、窓口にパンフレット等を配置し、周知に努める。

## （２）保護者がひとりの家庭の自立支援

総合的な母子家庭対策として、平成 14 年に母子寡婦福祉法が改正され、「児童扶養手当中心の支援」から、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換されました。また、児童扶養手当については受給期間が5年を超える場合、一部減額（平成 20 年4月1日から）とされています。母子家庭の特性やニーズを踏まえると、その自立を促進するためには、母子家庭の個々の状況に応じて、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援を総合的に実施することが必要とされています。

しかし、現実には経済的基盤のない状態で母子家庭になり、子育てをしながら働かなければならないため資格を取りに行くまでのゆとりがなく、就業形態もパート勤務が多くなっています。

このような様々な状況に置かれているひとり親家庭等、支援を必要とする家庭に対して、各種助成や手当の支給のほか、相談体制や支援を行い、柔軟な対応を図ります。

具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
129	母子医療費助成 【福祉課】	県基準より所得制限の緩和を行い、母子家庭の母親とその18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童が負担する医療費の一部を助成する。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		受給者数（母等）	208人	継続
		受給者数（児童）	302人	継続
130	児童扶養福祉手当の支給 【福祉課】	福祉の増進のため、児童扶養手当の受給者に町の単独事業として、支給対象児童2人目までは各1,000円、3人目以降は各2,000円の手当を支給する。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		受給者数	207人	継続
131	女性・母子相談 【福祉課】	就業相談については、奈良県母子・スマイルセンターの母子自立支援プログラム策定事業を紹介し、その他の、女性・母子（保護者がひとりの家庭を含む）に関する相談については、吉野福祉事務所と協力し対応する。		
132	子育て短期支援事業 【福祉課】	平成18年度に開始した以下の事業を引き続き継続していく。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所生活援助（ショートステイ）事業 保護者が病気などにより一時的に子どもの養育が困難になったときに、その子どもを児童福祉施設において一時的に保護し、養育を支援する。</li> <li>・夜間養護等（トワイライトステイ）事業 保護者が仕事などで帰宅が恒常的に夜間にわたる場合や休日に不在の場合等で、子どもの養育に困難が生じる場合、児童福祉施設において子どもに生活指導、食事の提供等を行い、養護する。</li> </ul>		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		利用者数	0人	継続
133	母子家庭等日常生活支援事業（県事業） 【福祉課】	保護者がひとりの家庭などが、自立のための研修や病気などの事由で日常生活に支障があるとき、一時的に家庭生活支援員を派遣して必要な家事や保育を行う。また、窓口に冊子を設置し事業内容の周知を図る。		

### (3) 障がいのある子どもへの施策の充実

国において平成 18 年 10 月「障害者自立支援法」が施行され、障がいのある児童に対して各種障害福祉サービスが提供されるなど自立支援に向けた取り組みが進められています。また平成 17 年度には「発達障害者支援法」が施行され、発達障がい者への支援が位置づけられました。

障がいのある子どもが健やかに成長し、またその保護者への支援を行うため、乳幼児健診や 5 歳児健康相談などを通じて早期発見に努め、発達支援・保護者支援に努めます。

また、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）など早期発見が難しい障がいに対して、保健・医療・福祉・教育等と連携を図りながら一人ひとりのニーズに応じた専門的支援やフォロー体制の構築を図ります。

#### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標
-	妊婦一般健康診査 【保健センター】	<No. 2 再掲>
-	乳幼児健康診査事業 【保健センター】	<No. 7 再掲>
134	障がいの早期発見（乳幼児こころの相談・乳幼児専門相談） 【保健センター】	情緒・精神・発育などに発達面で遅れがあると思われる幼児を対象に、専門員による相談を行い、障がいの早期発見と早期対応を視野に健診を実施し、連携及びフォローの体制を整備し、さらなる充実をめざす。
135	「五條・吉野地域自立支援協議会」との連携 【福祉課】	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として平成 20 年度に設置された「五條・吉野地域自立支援協議会」と連携し、障がいのある児童・生徒を取り巻く地域課題を把握していく。特に、協議会内の「療育教育部会」と連携し、一人ひとりの障がいの種類や程度に応じた柔軟な療育・教育を行うことができる体制の整備に努める。
136	障がいのある子どもへの理解の促進と社会参加の促進 【教育委員会】 【福祉課】	保育所や学童保育（プレジャーーム）において積極的に障がいのある子どもを受け入れ、社会参加の促進を図る。また、養護学校の職場体験に協力し、事業のさらなる充実をめざす。

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
137	短期入所支援の充実 （ショートステイ） 【福祉課】	保護者の疾病等の理由により家庭で介護ができなくなった障がいのある子どもを短期間施設等で預かり、必要な保護を行う障がい者短期入所支援の充実を図る。		
138	居宅介護支援の充実 （ホームヘルプ） 【福祉課】	障がいのある子どもを対象に、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯等の家事、生活等に関するホームヘルプサービスを行い、支援を図る。		
139	デイサービスの充実 【福祉課】	障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う児童デイサービスを行い、支援を図る。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		利用者数	12人	継続
140	障がいのある子どもに対する支援体制 【教育委員会】 【福祉課】	障がいのある児童が保育所から小学校へスムーズに入学できるよう情報提供を行うなど、福祉、保健、教育の各関係機関の協力体制を整える。		
141	療育教育室 【福祉課】	心身に軽度の障がいのある児童を対象に、保護者とともに指導訓練を行う。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		登録者数（就学前児童）	8人	充実
		登録者数（小学生）	10人	充実
142	人的支援と施設のバリアフリー化 【福祉課】	障がいのある子どもが地域の保育所や学校に通い、ともに育ち・学ぶ環境の整備を促進するため、保育所において障がいのある児童を受け入れた場合、保育士を加配するなどして人的支援の体制を整えるとともに、新設の学童保育施設（プレジャーーム）においては、障がいのある方も利用できるトイレの設置や施設のバリアフリー化を行うなど、車椅子を使用する方でも利用しやすい環境整備を図る。		
143	進路指導 【教育委員会】	学校においては障がいのある子どもに接する教員・職員の資質向上を図るとともに、進路指導等相談・支援体制の充実に努める。		
144	発達障がい教育相談事業 【教育委員会】	通常学級に在籍する軽度発達障がいの生徒を支援するため、専門家による学校や学級の体制づくりを指導助言する事業を推進する。		
145	障がいのある子どもとのふれあいレクリエーション 【教育委員会】	小学校に通学する児童・生徒の交流を図る。		

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
146	障がいのある子どもの学童保育（プレジャーーム）への受け入れ 【福祉課】	積極的に障がいのある児童の受け入れを行っており、今後 も要望があれば受け入れていく。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		利用者数	1人	充実
147	養育医療費の助成 【福祉課】	養育医療で県に支払った金額の一部を乳幼児医療で助成する。		
148	児童補装具交付・児童日常生活用具の給付 【福祉課】	申請に応じて、補装具や日常生活用具を給付し、援助を図る。		
149	心身障がい者医療費の助成 【福祉課】	県基準より所得制限の緩和を行い、身障手帳1、2、3級 及び療育手帳Aを持つ障がい者の医療費の一部を助成する。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		18歳未満の受給者	16人	継続
150	特別児童扶養手当 【福祉課】	障がいのある20歳未満の児童の保護者に対して、特別児童 扶養手当を支給する。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		受給者数	38人	継続
151	障がい児福祉手当 【福祉課】	日常生活において常時の介護を必要とする重度の障がいのある 20歳未満の方に障がい児福祉手当を支給する。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		受給者数	10人	継続



#### (4) 子どもの虐待防止と早期発見のためのネットワークづくり

国における児童虐待への対応については、平成 16 年に児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、制度的な対応について充実が図られてきました。しかし、子どもの生命が奪われるなど重大な虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における虐待に関する相談件数も増加を続け、平成 18 年には児童虐待防止法制定直前の約 3 倍にあたる 3 万 7,323 件となるなど、依然として児童虐待は社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっています。

児童虐待は子どもの心身の発達及び人格形成に重大な影響を与えるため、防止に向け「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実していくことが必要であるため、地域住民や関係機関との連携を強化し、町が一体となって子どもやその家庭への対策や支援を推進します。

#### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
152	子どもの権利に関する啓発 【教育委員会】 【人権施策推進室】 【福祉課】	子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「子どもの権利条約」の啓発・普及に努め、町の行事を通じ、男女平等や子どものみならず人権についての啓発活動を実施する。		
		指標	現状 (H21)	事業目標 (H26)
		人権啓発・人権教育	関係各課と連携	充実
153	「児童虐待防止ネットワーク」の充実 【福祉課】	人権擁護委員、民生・児童委員等や吉野保健所、吉野福祉事務所、高田こども家庭相談センター、保健センター、教育委員会、各学校・保育所・幼稚園などとの連携を強化するとともに、「児童虐待防止ネットワーク」による関係機関との協力体制を強化し、地域の見守りや家庭に対する日常的な相談・支援への的確な対応に努める。また、ネットワーク会議を発展・拡充させ、児童福祉法に基づく「大淀町要保護児童対策地域協議会」への移行を早期に行う。		
		指標	現状 (H21)	事業目標 (H26)
		代表者会議	1 回	1 回
		実務者会議	1 回	充実
	ケース検討会議	随時	充実	
154	児童相談窓口及び相談体制の充実 【福祉課】	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童問題を解決するため、児童福祉に関して、児童相談専門員による相談・指導體制の強化に努める。		

## 第3節 子どもを安心して育てることができる環境づくり

### 1. 地域における子育て支援の推進

#### (1) 子育てへの理解促進

子育ての主体は基本的には保護者であるものの、地域社会全体で子育て家庭を見守り、支援することが大切です。地域は生活の場やふれあいの場、コミュニケーションの場です。様々な人たちが交流できる環境が子どもたちを健やかに育てます。

そのため、地域において安心して子育てができる環境をつくり、子育て家庭が安心して気持ちよく子どもを育てることができるよう、地域住民が子育ての大変さを理解し、保護者やその子どもを温かく見守りながら日常的に手を差し伸べることが大切です。地域の関係団体・関係機関と連携し、様々な機会を通して、地域社会において子育てを支援することについての大切さを啓発するとともに、子育てを支援する体制の整備を図ります。

#### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
155	地域の各団体・機関との連携 【教育委員会】 【福祉課】	地域の自主防犯団体や民生・児童委員とも協力し、子どもを見守る体制を整え、関係各課と連携し、住民とともに子どもを守る体制づくりに取り組む。		
156	ボランティアの活用 【教育委員会】	町内の様々な技術や知識を持った人を、子どもへの活動を支援するためのボランティアとして登録し、子どもが参加するまちづくり活動での活用を促進する。		
157	地域の学校との連携 【教育委員会】	公開講座の開催などによる学校の公開、地域の人材を活用した授業の実施など、地域と学校との交流を進め、学校教育についての地域、家庭の理解の促進を図る。		
158	次世代育成支援行動計画の周知 【福祉課】	町のホームページに計画の全文を掲載するとともに、進捗状況をホームページに掲載し、計画の周知を図る。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		進捗状況の公表	年1回	継続

## (2) 子育て中の保護者の仲間づくりの推進

核家族化が進み、子育てが保護者と子どもにとって密室化する傾向にあり、また親自身が友人、知人をつくるのが難しいため、子育てに関する情報の不足や様々な情報の氾濫により子育ての悩みや不安を持つ保護者の増加が懸念されます。

そこで、保護者を子育ての主体として尊重し、保護者が子どもを育てる力、また保護者同士が相互に支える力を引き出せるよう、交流の場づくりを推進していきます。

### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
159	児童厚生施設の運営 <b>【人権施策推進室】</b> <small>※平成 22 年度より教育委員会が所管</small>	児童の健全育成を目的として、子どもに遊び場を提供し、児童はもちろん保護者においても情報の交換や仲間づくり等の推進を図る。また、地域との交流を深めるため、児童館（児童センター）活動の充実を図る。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		児童館（児童センター）設置数	1 か所	1 か所
160	公民館の運営 <b>【教育委員会】</b>	中央公民館は生涯にわたる学習や教養の向上・健康の増進・文化の振興・コミュニティづくりの活動等、地域住民の最も身近な学習の場であり、住民が気軽に各種事業の諸活動に参加できるように努める。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		公民館活動	サークル活動の紹介 講座の開催	充実
-	地域子育て支援センター <b>【福祉課】</b>	<No. 75 再掲>		

### (3) 地域における世代間交流等の推進

近年、家庭と地域との連帯感の希薄化をはじめ、核家族化の進行などから、世代間の交流が疎遠なものになっています。そのため、子どもが地域の大人やお年寄りから知識や経験を学ぶ機会が減少するとともに、親や地域から代々受け継がれてきた文化の伝承も難しくなっています。

町としては、世代間交流の促進を図ることにより、次代を担う子どもに様々な知識や経験、文化のほか、人と人が相互に支えあうことの大切さや思いやりなどを伝えていく必要があるため、地域活動や異年齢の交流を促進し、地域における世代間交流の推進を図ります。

#### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標
161	子育て交流の場づくりの検討 【福祉課】	子育て中の保護者やこれから親になる人、子育てを終えた人などが集まり、子育ての知恵や生活の知恵などを出し合ったりする懇談会の開催を検討する。
-	乳幼児と小・中学生との交流 【教育委員会】 【福祉課】	<No. 33 再掲>
162	学校における交流の促進 【教育委員会】	小・中学校の余裕教室等の活用を検討し、小・中学生と乳幼児や高齢者との交流を促進する。
163	地域資源の活用 【教育委員会】	学校等のクラブ活動や幼稚園等の創造活動等に高齢者の多様な経験に培われた技能の活用を促進する。
164	住民の主体的な交流の推進 【教育委員会】	地域における子育て家庭への支援の観点から、住民によるふれあい交流の企画と実践、子ども自身の企画や運営への参加等を促進するため、地域が主体となって取り組む活動に対して、場所の提供を行うなど、さらなる充実をめざす。

#### (4) 地域における子育て支援団体等の活動の充実

地域ぐるみの子育てをめざし、民生・児童委員等による様々な支援活動を促進するとともに、地域の子どもたちの子育て支援と健全育成を図ることを目的として、子育てサークルへの活動機会や活動場所の提供への支援、町職員による出前講座などを通じた子育て支援団体の支援とその活動の充実を図ります。

##### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
165	民生・児童委員活動の支援 【福祉課】	民生・児童委員の活動について、毎月、民生児童委員協議会の定例会にて活動内容を把握し、地域において実施する子育て支援の推進を図る。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		民生・児童委員数	43人	継続
		主任児童委員数	3人	継続
166	子育てNPO等の育成・支援 【福祉課】	中央公民館などにおいて、子育てサークル等が活動する機会や場所の提供に努めるなど、子どもや子育てに関するNPOなどの育成・支援に努める。また、地域子育て支援センターのサークル活動については、引き続き町の職員（保育士経験者）による支援を行う。		
-	まちづくり出前講座 【福祉課】	<No. 71 再掲>		

#### (5) 地域における子育て支援活動の活性化

保護者の子育てに関する悩みや不安を解消し、地域において楽しい子育てができるよう、子育てに関心のある地域住民によるボランティア、NPO、幼稚園など、様々な人と機関が連携して、育児相談や情報提供を行えるよう、地域における子育て支援活動の活性化を図ります。

##### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標
-	地域子育て支援センター 【福祉課】	<No. 75 再掲>
-	育児サークル 【福祉課】	<No. 80 再掲>

## 2. 生活環境の整備による子育ての支援

### (1) 豊かな自然の活用と保全

本町の豊かな自然環境と歴史風土を生かして親子がともに自然体験活動を行うことは、家族がふれあう機会の創出につながります。

また、自然環境を保全し、有効に活用することで、子どもが自然と親しみ、子どもの豊かな心の育成につながります。

これらのことから、大淀町では、家族の交流機会の創出とともに、自然環境保全や資源のリサイクルへの意識の向上を図るため、自然体験活動や美化活動などの環境保全活動の推進にあわせ、学校における環境教育の充実に努めます。

#### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
167	自然体験活動の拡充 【教育委員会】	地域の自然環境に親しみ、自然の観察学習や収穫を歓ぶ体験を通して、子ども同士あるいは家族が交流する機会の拡充に努める。また、これにあわせて、自然体験活動を推進するリーダーの育成を促進する。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		ジュニアリーダー養成講座	1回	充実
168	環境保全活動の推進 【教育委員会】	自然観察会など学習活動の充実に努めるとともに、河川やまちかどの美化活動の活性化や緑の保全・育成に向けた取り組みの推進に努める。		
-	環境教育の充実と環境の整備 【教育委員会】	<No. 98 再掲>		

## (2) 子どもの遊び場・交流の場の充実

少子化や遊び場の減少などにより、地域で子どもが集団で遊ぶ姿を見ることが減っています。子どもの成長に遊びが果たす役割は大きく、身近な地域で子どもの自主的・主体的な遊びや活動の支援をしていくことが求められています。

このため大淀町では、子どもたちが楽しく安全に集団遊びや外遊び等ができるよう、子どもの遊び場・交流の場として公園や緑地の整備やその安全管理に努め、地域において子どもの使い慣れた学校施設での地域活動や学童保育（プレジャーーム）の充実に努めます。

### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
169	子どもや家族の交流の場 【教育委員会】	中央公民館等の施設を子どもや家族の交流の場所として活用を図り、居場所づくりに努める。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		交流の場	施設利用の促進	充実
170	公園緑地の整備 【まちづくり課】	定期的に剪定、草刈を実施し、環境維持を図る。また、遊具点検を実施し、修理、撤去を行い安全管理に努める。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		都市公園設置数	17 か所	継続
171	学童保育（プレジャーーム）の充実 【福祉課】	開所時間の延長や土曜日の完全実施など、引き続き活動内容を充実させる。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		開所時間（平日）	小学校授業終了後～午後7時00分	継続
		開所時間（土曜日・長期休暇）	午前7時30分～午後7時00分	継続
-	学校施設の開放 【教育委員会】	<No. 77 再掲>		
172	児童厚生施設の利用促進 【人権施策推進室】 ※平成22年度より教育委員会が所管	児童の健全育成を目的として、子どもの遊び場として設置する児童厚生施設の利用促進を図り、引き続き地域との交流を深めるため、児童館（児童センター）活動を実施し、交流と仲間づくりを推進する。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		児童館（児童センター）設置数	1 か所	1 か所

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
173	学童保育専用施設の改修 【福祉課】	3ヵ年で全小学校区に学童保育専用施設を新築しており、必要に応じて、改修していく。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		学童保育専用施設	3か所	3か所

### （3）安全・安心の生活環境の確保

#### ① 交通安全を確保するための活動の推進

乗り物社会の中で子どもを交通事故から守るためには警察・保育所・幼稚園・学校・関係民間団体との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが重要です。

大淀町では道路整備の推進による事故防止対策に取り組み、小学校の通学路における地域住民による交通指導員の配置や車や自転車などを利用する住民への交通安全意識の高揚などを通して、子どもが安心して地域の中で行動できる町をめざします。

#### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
174	道路整備の推進 【まちづくり課】	道路整備を推進するとともに、カーブミラーやガードレール等交通安全施設の整備・充実を図り、子どもや高齢者など、歩行者の安心と生活の向上に努め、子どもたちを交通事故から守る。		
175	交通安全意識の啓発 【安全対策推進室】	春と秋の交通安全週間に街頭啓発を行うなど、交通意識の啓発に努める。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		街頭啓発実施回数	年2回	継続

#### ② 子どもを犯罪から守る活動の推進

大淀町では、大淀町地域安心安全情報共有システム「安心安全メール」で、大淀町、中吉野警察署より、地域の防犯・不審者情報や子どもの安全を守る情報を携帯やパソコンに配信し、地域における子どもの安全を守る取り組みを行っていますが、より多くの住民が情報を把握し、犯罪被害を未然に防止できるよう、システムの周知と情報配信登録への呼びかけを図ります。

また、地域における防犯力を高め、安心安全な町をめざすため、道路における防犯対策などの安全な地域環境づくりにあわせ、住民の安全対策活動への住民参画や意識啓発に努めます。

## 具体的施策

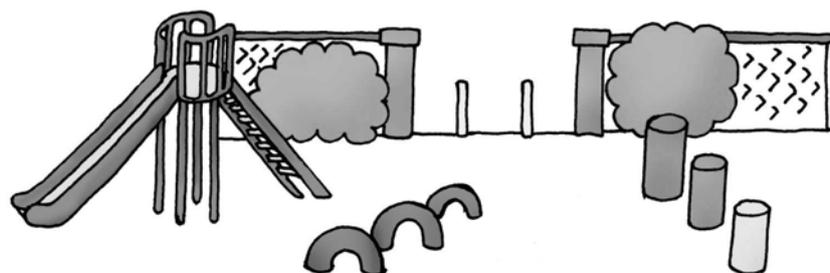
No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
176	みまもり隊 【教育委員会】	小学校PTAや町内会、防犯委員の協力・指導のもとに、校区パトロール活動が実施されるよう情報提供し、防犯体制の強化・推進を図る。		
177	こども110番の家 【教育委員会】	こども110番の家の充実に努め、学区のセーフティネットの強化を図る。		
178	不審者情報の提供など 【安全対策推進室】	「安心安全メール」システムによる不審者及び不法侵入、不審電話などの情報を迅速に配信するとともに、住民に対して、システムの周知と利用促進に努める。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		加入者数	600件	850件
179	防犯に関する普及啓発活動 【安全対策推進室】	子どもが犯罪に巻き込まれるのを防ぐため、大淀町安全対策推進協議会及び安全なまちづくり委員と協力し、啓発を行う。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		街頭啓発実施回数	1回	継続
180	防犯灯設置等 【安全対策推進室】 【まちづくり課】	夜間の通行の安全と防犯のため地区からの要望に応じ、防犯灯の設置を進め、防犯灯の設置及び維持管理を推進する。		
181	不審者対応マニュアルの作成 【安全対策推進室】 【教育委員会】 【福祉課】	保育所や幼稚園、小中学校等の施設周辺の安全点検を進めるとともに、不審者対応マニュアルを作成し、小中学校への周知に努める。		
182	安全なまちづくり委員 【安全対策推進室】	安全なまちづくり委員を委嘱し、地元のリーダーとして自主防犯体制の確立を担い、子どもや住民を犯罪から守り、事故等の発生を未然に防ぐことを図る。		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		委員数	51人	継続

#### (4) 子どもや妊婦にやさしい生活環境の整備

子育て世帯が安全で安心して外出できるよう、国や県の関連機関と連携しながら危険箇所の点検、道路・カーブミラー・ガードレールなどの計画的な整備を進め、バリアフリー化や公園などの周辺環境の整備を促進するとともに、子育て世代がゆとりある生活を過ごせるよう人と自然にやさしい住まいづくりを支援する取り組みの実施を図ります。

##### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標
183	道路整備の推進 【まちづくり課】	道路整備を推進するとともに、カーブミラーやガードレール等交通安全施設の整備・充実を図り、子どもや高齢者など、歩行者の安心と生活の向上に努め、子どもたちを交通事故から守る。
184	公共施設等のバリアフリー化の推進 【まちづくり課】	学童保育施設など新規に建設する施設については、バリアフリー化を推進しており、今後も不特定多数が利用する公共施設については、障がいのある人や高齢者にかかわりなく、すべての人が安全で快適に利用できる施設づくりを推進する。
185	公園・緑地等の整備 【まちづくり課】	公園の草刈を定期的実施するなど、引き続き環境整備への取り組みを実施し、周辺環境や利用実態、住民ニーズを踏まえ、地域に親しまれる公園の整備に努める。
186	子育て世帯へのバリアフリー情報の提供 【福祉課】 【まちづくり課】	乳幼児を連れて外出する際の遊び場、授乳コーナー、子ども連れに優しいトイレの設置場所などを示した子育てバリアフリーマップの作成・配布を検討し、子育て世帯へバリアフリーに関する具体的な情報提供に努める。



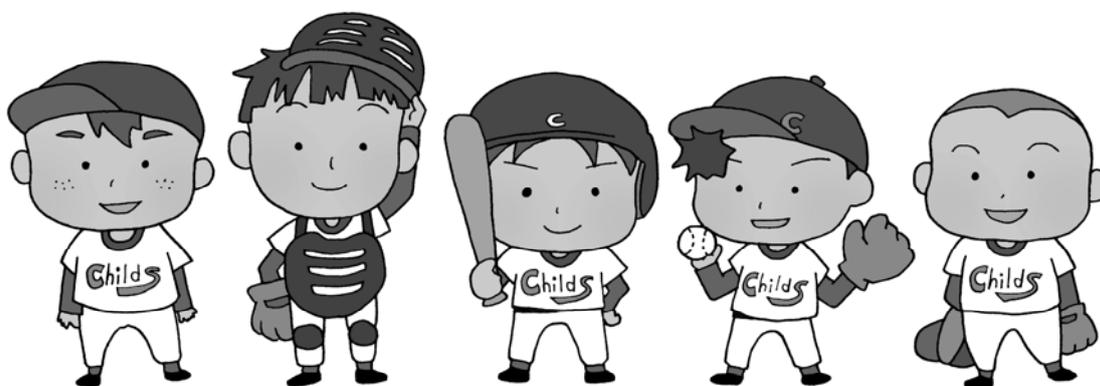
## (5) 有害環境対策の推進

非行の低年齢化、薬物の乱用、深夜徘徊や窃盗の増加、不登校やいじめなどの問題のほか、青少年が被害者となる児童虐待、携帯電話やインターネットを使った出会い系サイト、有害情報の氾濫などが深刻な社会問題となっています。

大淀町においては、家庭や学校での指導を徹底することで子どもを有害情報から保護するよう取り組んでおり、引き続き有害情報から青少年を守るため、健全育成対策の充実を図り、また、奈良県青少年指導員を中心に関係団体と協力して、研修会や巡回指導を行います。

### 具体的施策

No.	事業名（担当所管）	事業内容と目標		
187	健全育成対策の充実 【教育委員会】 【福祉課】	<p>子どもの健全な育成を図るため、非行防止啓発活動、文化、スポーツ等、コミュニティ活動、青少年活動指導者の育成等を通じて地域社会が一体となり、健全育成対策を推進する。</p> <p>また、有害情報から児童を守るため、近隣町村や県等と協力して、有害図書に関して書店、コンビニ等の巡回指導を継続して行うとともに、児童と保護者に対して、子どもの健全育成を妨げると思われるインターネットの有害サイトの危険性やインターネット等の正しい使い方に関する知識の普及や啓発を図る。</p>		
		指標	現状（H21）	事業目標（H26）
		巡回指導	1回	充実



## 第4節 目標事業量の設定

### 1. 目標事業量の設定

目標事業量とは国が指定した次の項目について各自治体で今後5年間に整備する目標を具体的数値で表して、整備等を推進していくものです。

事業名	平成21年度 実施事業量(現状値)	平成26年度 目標事業量
通常保育事業(3歳未満)	全保育所	全保育所
通常保育事業(3歳以上)	全保育所	全保育所
特定保育事業	か所数:0か所	か所数:1か所
延長保育事業	か所数:4か所	全保育所
夜間保育事業	—	—
トワイライトステイ事業	—	—
休日保育事業	か所数:0か所	か所数:1か所 定員:53人
一時預かり事業	か所数:2か所	か所数:2か所
病児・病後児保育事業	か所数:1か所	か所数:1か所
地域子育て支援センター事業	か所数:1か所	か所数:1か所
放課後児童健全育成事業	か所数:3か所 定員:210人	か所数:3か所 定員:210人
ショートステイ事業	—	—
ファミリーサポートセンター事業	—	—

※ 本町では、通常保育事業の充実や、その他、延長保育などの保育サービスの充実、地域子育て支援センター事業の充実を優先課題として目標設定しているため、夜間保育等、今後5年間における目標事業量を設定していないサービスがあります。

トワイライトステイ事業、ショートステイ事業は、町外施設に事業委託しており、町内施設において事業の実施を予定していないため、町内施設のか所数は設定していません。